

第二百三十六号議案

火災予防条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項ただし書中「第十八条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。